

重要事項説明書 訪問看護契約書

訪問看護ステーション COCORO

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者

法人名	ホームメディケアジャパン株式会社
法人所在地	埼玉県所沢市南住吉 1-15 Glanz Felicia 306
電話番号	04-2997-9130
代表者氏名	代表取締役 遠藤 美咲

2. 事業所

事業所名所	訪問看護ステーション COCORO
事業所の所在地	埼玉県所沢市南住吉 1-15306
電話番号	04-2997-9130
管理者	看護師 高田 睦
通常の事業の実施地域	所沢市、狭山市、入間市、三芳町、新座市、東村山市、清瀬市、西東京市、小平市、東久留米市、武蔵村山市、ふじみ野市、富士見市、川越市（その他の地域はご相談可）

3. 運営方針

かかりつけの医師の指示のもと、ご利用者の生命を守り、健康状態の向上に寄与し、ご利用者の療養と快適な在宅医療ができることを目標に訪問看護サービスを提供いたします。

訪問看護の実施にあたっては、関係市町村・地域の医療・保健・福祉サービス機関との密接な連携に努め、守秘義務を遵守し訪問看護を実施していきます。

4. 営業日及び営業時間

①営業は、月曜日から日曜日 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分です。但し、12 月 30 日～1 月 3 日は別途追加料金が自費にてございます。料金表にてご確認ください。

訪問時間はあらかじめ曜日・時間および担当者を決めて実施させていただきます。業務上の理由により、訪問日や訪問時間、担当者を変更させていただく場合があります。

また、他の利用者急変時の対応や交通事情等により、予定時間より遅れる場合があります。

②緊急電話に 24 時間体制で対応いたします。

その場合は、24 時間対応体制加算(医療保険)・緊急時訪問看護加算(介護保険)が料金に加算されます。

5. 職員の配置状況

訪問看護師の人員体制	12 名（常勤 5 名・非常勤 7 名）
------------	----------------------

6. サービスの内容

- ①病状・心身の状態観察
- ②カテーテル等の管理
- ③褥瘡の予防・処置
- ④リハビリテーション
- ⑤ターミナルケア

- ⑥認知症患者の看護
- ⑦清拭・洗髪等による清潔の保持
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨食事及び排せつ等日常生活の世話
- ⑩その他医師の指示による医療処置

7. 緊急時の対応

急な病状の変化や転倒などの事故等の対応については、主治医への報告の上、必要に応じて応急処置いたします。

8. ご利用料金（料金表参照）

- ・サービス利用とその料金の設定については、居宅サービス計画（ケアプラン）の内容に準じます。
- ・訪問する場合は運営規程にのっとり、交通費が別途加算となります。
- ・料金は月毎にまとめ、翌月月末に口座振替させていただきます。口座振替確認後、領収書の発行をいたします。

9. 「訪問看護指示書」について

訪問看護を開始するには、主治医の指示書が必要となります。

訪問看護を利用したい旨を主治医にお話しいただき、ご依頼下さい。

「訪問看護指示書」が発行されると、外来診療費が発生し、割合に応じて（1割・2割・3割）自己負担となります。（医療保険1割の方で300円）

主治医がいない場合は、ご相談下さい。

10. 契約の解除（サービスの終了）

①種々の理由によりサービスが終了する時には、契約はいつでも解除できます。

また、以下の理由の場合は自動的に終了となります。

- ・ご利用者をご逝去されたとき
- 以下の場合は応相談となります。
- ・ご利用者が医療機関へ入院したとき
- ・ご利用者が介護保険施設に入所したとき

②当事業者のやむを得ない事情で契約を解除させていただく場合は、1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③次のことがらに該当する場合は、ご利用者に通知をすることで契約を解除し、サービスを終了することが出来ます。

- ・サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅れ、この間料金の支払いを催促したにも関わらず支払われない場合。
- ・ご利用者様が訪問者に対し不当に身体的・精神的苦痛や危害を加え、サービス提供が出来ないと判断される場合。

11. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で得るものとします。

12. 事故発生時の対応

訪問看護サービス提供中に何らかの事故が発生した場合には、すみやかに主治医、ケアマネージャー、管理者および事業責任者へ連絡の上、迅速に対処致します。事故が明らかに訪問看護師の責任により生じた場合には、損害賠償保険により誠意を持って対応致します。

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者総合保障制度

13. 苦情相談窓口

サービスに関して、疑問やご不満等がある場合には、ご遠慮なく下記までお申し出下さい。

誠意をもって対応いたします。

① 当時業所の苦情相談窓口

訪問看護ステーション COCORO 管理者 高田 睦 電話 04-2997-9130

② その他

当事業所以外にも、担当ケアマネージャー、市町村の相談・苦情窓口・埼玉国民健康保険連合会等へ苦情を申し出ることが出来ます。

・所沢市役所保健福祉部 介護保険課	TEL 04-2998-9420
・所沢市役所保健福祉部 高齢者いきがい課	TEL 04-2998-9120
・所沢市役所健康保険課	TEL 04-2998-9130
・埼玉県国民健康保険連合会 苦情対応係	TEL 048-824-2568

14. 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理を含む）

感染症の発生または予防及び蔓延防止の為、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

①職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

⑤ 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 事業継続計画の制定について

① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 虐待の防止について

利用者等の人権擁護、虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 前田史絵

② 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を

図っています。

- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 職員に対して、虐待を防止するために定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等） による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

17. ハラスメント対策

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境として
います。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

令和 年 月 日

【説明確認欄】サービス提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業所 住所 埼玉県所沢市南住吉 1-15 Glanz Felicia 306

名称 訪問看護ステーション COCORO

説明者 管理者・看護師 高田 睦 印
看護師 _____ 印

令和 年 月 日

【利用者確認欄】私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け、サービス提
供開始に同意しました。

契約者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名

緊急時訪問看護同意書

(事業者) ホームメディケアジャパン (株)
(事業所) 訪問看護ステーション COCORO
(代表者) 代表取締役 遠藤 美咲

私は、担当者より重要事項説明書(料金表)にて緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。
(医療保険でのご利用においては、「24 時間対応体制」を意味します。)

令和 年 月 日

(利用者) 氏名 _____

(家 族) 氏名 _____

(利用者との関係) _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(署名代筆者) 住所

氏名 _____

訪 問 看 護 契 約 書

様（以下、「利用者」と言います。）とホームメディケアジャパン（以下「事業者」）
といます。）は事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

この契約は、介護保険法の趣旨に基づき訪問看護を事業者が行うにあたり、必要な事項について定めるものです。

第2条 （契約期間）

契約期間は、契約解除に至るまでとします。

第3条 （訪問看護計画）

事業者は、利用者の心身の状況、生活環境、利用者及び家族の希望を踏まえ、主治医の指示書に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業者は作成された「訪問看護計画」の内容を利用者及び家族に説明します。

第4条 （訪問看護の内容）

1. 利用者が、提供を受ける訪問看護の内容は「重要事項説明書」に定めたとおりです。
事業者は「重要事項説明書」に定めた内容について説明します。
2. 事業者は、サービス提供者を利用者の居宅に派遣し、看護計画に沿って訪問看護を行います。
3. サービス提供者は看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士です。
4. 訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの
内容が変更となる場合、又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の承諾を得て「訪問看護計画」を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

第5条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日・内容及び介護保険からの支払われる報酬等の必要事項を、居宅介護支援事業所が作成する所定の書面に記載します。
2. 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
3. 利用者は、事業所に対しいつでも規程の書面その他事業所に対する訪問看護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
但し、謄写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求することができます。
4. 事業者は利用者に対して、提供した訪問看護サービスの内容を確認する為に、毎月報告書を作成します。

第6条 （料金）

1. 訪問看護の料金は「料金表」に定めるとおりです。利用単位毎の料金をもとに計算された当月分の請求書を翌月20日までに利用者に送付します。
2. 利用者は請求された金額を翌月末日までに（預金口座振替・現金・振込）にて支払います。
3. 事業者は、料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

第7条 （料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対してあらかじめ文書で通知することにより、料金の変更を申し入れる事があります。

2. 利用者は第1項の変更を承諾しない場合には、この契約を解除することができます。

第8条 (契約の解除)

1. 利用者は事業者へ通知することにより、料金を負担することなく、いつでもこの契約を解除することができます。
2. 事業者はやむを得ない理由がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間を置き理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
3. 次の事項に該当する場合には、事業者は利用者へ通知することにより、ただちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当の期間内に料金を支払うよう催促したにもかかわらず支払われない場合。
 - ② 利用者がサービス従業者に対して、不当に身体的・精神的苦痛または危害を加え、サービスの正常な実施が不可な場合。
4. 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき。
 - ② 利用者が介護認定区分において、要介護もしくは非該当（自立）と認定されたとき。
 - ③ 利用者が死亡したとき。

第9条 (秘密保持)

事業者及び事業者の使用するもの（かつて事業者の使用するものであった者を含みます）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に知らせることはありません。

第10条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条 (身分証の携帯)

サービス提供者は常に身分証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第12条 (連携)

事業者は、サービスの提供にあたり、保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第13条 (苦情対応)

事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の相談、苦情に対し、迅速に対応します。

第14条 (裁判管轄)

この契約に関してやむをえず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所を管轄する住所地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意いたします。

第15条 (本契約に定めない事項)

事業所及び利用者は、信義誠意をもってこの契約を履行する者としてします。

この契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、契約者・事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

【契約締結日】 令和 年 月 日

事業者

事業者 ホームメディケアジャパン（株）
所在地 埼玉県所沢市南住吉 1-15 Glanz Felicia 306
代表者 代表取締役 遠藤 美咲 印

事業所

事業所 訪問看護ステーション COCORO
所在地 埼玉県所沢市南住吉 1-15 Glanz Felicia 306
管理者 高田 睦 印

契約者

(ご利用者様) 住所
氏名
連絡先

(代理人) 住所

氏名
連絡先
本人との関係

○提供するサービスは下記の通りです。

	曜日	時間帯			訪問種別
①	曜日	:	～	:	看護/リハ
②	曜日	:	～	:	看護/リハ
③	曜日	:	～	:	看護/リハ
④	曜日	:	～	:	看護/リハ
⑤	曜日	:	～	:	看護/リハ

○交通費（医療保険）

事業所から 3km 未満 250 円 5km 未満 350 円 8km 未満 500 円 8km 以上は 1000 円以上